

【重要】G Biz ID プライムアカウントを用いた申請に関する変更点について

令和3年3月31日現在、電子申請の需要増加に伴い、「G Biz ID プライムアカウント（以下、通常のプライムアカウントと記載します。）」の発行に最大で3～4週間程度の期間を要します。

このため、特例措置として、G Biz ID 申請ページにおいて、「暫定G Biz ID プライムアカウント（以下、暫定プライムアカウントと記載します。）」の発行を可能とし、申請を可能とします。
(<https://gbiz-id.go.jp/>)

<暫定プライムアカウントとは>

- 申請書及び印鑑証明書・印鑑登録証明書の郵送を事後的に行っていただき、審査についても事後的に行うことで、即日発行が可能となるアカウントです。
- 暫定プライムアカウントは、「事業再構築補助金」と「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」（以下、持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）という。）」及び「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（以下、サプライチェーン補助金という。）」の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで上記補助金以外の申請を行った場合、当該申請については無効となります。
※申請後、事業者再構築補助金及びサプライチェーン補助金については交付申請まで、持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）については交付決定までに、通常のプライムアカウントが必要になります。暫定プライムを利用して申請された方も、通常のプライムアカウントへの変更手続を進めてください。
- 既に通常のプライムアカウントをお持ちの方は、通常のプライムアカウントを用いて、申請を行ってください。暫定プライムアカウントの発行申請はできません(4月15日時点で通常プライムと暫定プライムをどちらも保有している場合、対象法人の全ての暫定プライムアカウントが利用できなくなりますのでご注意ください)。
- 1つの法人につき作成できる暫定プライムアカウントは1アカウントになります。4月15日時点で複数の暫定プライムアカウントを保有している場合、対象法人の全ての暫定プライムアカウントが利用できなくなりますのでご注意ください。
- エントリーアカウントをお持ちの方は、退会※を行ってから、暫定プライムアカウントの発行申請を行ってください。
※退会した場合、過去の操作情報等を参照することはできません。

<暫定プライムアカウントの発行申請開始時期>

- 既に申請の受付を開始しております。

<暫定プライムアカウントの発行申請方法>

- G Biz ID のトップページの「gBizID プライム作成」から、必要事項を記入します（通常のプライムアカウントと同様）。
※G Biz ID に登録済みのアカウント ID（メールアドレス）はご利用できません。
※同一人物（氏名・住所等の基本情報が同じ）による複数の申請は受け付けられません。

- 記載事項のうち「部署名」欄に「特定補助金専用」という文言を記入※し、「申請書作成」をクリックする。
※部署名は記入せず、「特定補助金専用」のみ記載ください。
- 暫定プライムアカウントの発行のためには、申請書の印字、押印、印鑑証明書・印鑑登録証明書の取得、郵送は必要ございませんが、採択発表後、事業者再構築補助金及びサプライチェーン補助金については交付申請まで、持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）については交付決定までに、通常のプライムアカウントを取得する必要があります。暫定プライムアカウントの取得後、速やかに暫定プライムアカウントの申請の際に作成した申請書を印字し押印の上、印鑑証明書・印鑑登録証明書とともに郵送※をお願いいたします。
※補助金申請時、郵送済に関するチェックボックスがあります。
※郵送の宛先は以下のとおりです。
【送付先】
〒530-8532 Gビズ ID 運用センター 変更プライム宛
※郵便番号のみで届きます。
- 既に通常のプライムアカウントの発行を申請された方で、締切までにアカウントの発行が間に合わない方は、お手数ですが、再度、上記の作業により暫定プライムアカウントの発行申請を行ったうえで補助金の申請をお願いいたします（このとき、通常のプライムアカウントの申請についても進めさせていただき、審査が完了した時点で先に発行された暫定プライムアカウントが通常プライムアカウントにアップグレードされます）。
- 暫定プライムアカウント、および通常のプライムアカウントの審査状況は、「申請状況確認」で結果をご確認ください。
<<https://gbiz-id.go.jp/app/prm/srh/list/show>>
- 暫定プライムを申請し、数営業日たっても承認メールが送られてこない場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。（0570-023-797）

<注意事項>

- 暫定プライムアカウントで「事業者再構築補助金」、「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」及び「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで両補助金以外の申請を行った場合、当該申請については無効となります。
- 1法人につき作成できる暫定プライムアカウントは1アカウントになります。
- 暫定プライムアカウントではメンバーアカウントを作成できません。
- 暫定プライムアカウントではアカウントID（メールアドレス）を変更しないでください。
- 上記注意事項に反していることが判明した場合、アカウントを凍結させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

<暫定プライムアカウントについての詳細に関するお問い合わせ先>

Gビズ ID ヘルプデスク

電話番号：0570-023-797（平日 9：00～17：00）

メール：support@gbiz-id.go.jp